



公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年7月27日

身延町長 望月 幹也



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R5-1号	身延町栗倉 字増野・ 2216	183	山林	0.8489	2023年7月27日から 2028年3月31日まで	
R5-2号	身延町栗倉 字増野・ 2221	183	山林	0.26	2023年7月27日から 2028年3月31日まで	
R5-2号	身延町栗倉 字増野・ 2221-内1	183	山林	0.11	2023年7月27日から 2028年3月31日まで	
R5-2号	身延町栗倉 字増野・ 2221-内2	183	山林	0.04	2023年7月27日から 2028年3月31日まで	

2 縦覧場所

身延町役場産業課

南巨摩郡身延町切石 350 番地

身延町役場のホームページ

(リンク <https://www.town.minobu.lg.jp/info/2023/2023-0720-1742-sangyo1.html>)

3 本公告により、身延町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上